

② 保健事業実施要領（平成12年3月31日老発第334号）において実施している「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」については、本事業の中で、一体的に実施するものとする。

エ 実施事業

(ア) 家族介護教室

① 実施方法

利用対象者に対し、介護方法や介護に関する効果的な記録方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催する。

② 利用対象者

高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者等

③ 事業実施に当たっての留意点

a 家族介護者交流事業（元気回復事業）と一体的に実施することも可とする。

b 利用者は、教材費等の実費を負担するものとする。

(イ) 介護用品の支給

① 実施方法

支給対象者に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を支給する。

② 支給対象者

要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族

③ 事業実施に当たっての留意点

a 支給額は、年額1人当たり上限75,000円とする。

ただし、対象者が家族介護者交流事業（元気回復事業）のサービスを併せて受けることを希望しない場合に限り、年額1人当たりの上限を100,000円とすることができるものとする。

b 具体的な支給方法は市町村の判断によるものであり、地域の実情に応じて紙おむつ等の引き換えのためのクーポン券で支給することも可とする。

ただし、現金（いわゆる償還払い方式を含む）でおむつ代等を支給するこ

とは不可とする。

(ウ) 家族介護者交流事業（元気回復事業）

① 実施方法

利用対象者に対して、介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気回復（リフレッシュ）を図る。

② 利用対象者

高齢者を現に介護している家族

③ 事業実施に当たっての留意点

a 助成額は、年額1人当たり上限25,000円とする。

b 家族介護教室と一体的に実施することも可とする。

(エ) 家族介護者ヘルパー受講支援事業

① 実施方法

利用対象者が家族介護の経験を活かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、訪問介護員に関する省令（平成12年厚生省令第23号）に規定する訪問介護員研修2級又は3級課程を受講した場合に受講料の一部を助成する。

② 利用対象者

高齢者を現に介護しているか又は介護していた家族

③ 事業実施に当たっての留意点

a 助成額は、年額1人当たり上限30,000円とする。

b 利用者は、教材費等の実費を負担するものとする。

(オ) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

① 実施方法

痴呆性高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組み（システム）を活用してその居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する。

② 利用対象者

徘徊の見られる痴呆性の高齢者を介護している家族

③ 事業実施に当たっての留意点

利用者は、機器のリース料等の実費を負担するものとする。

(カ) 家族介護慰労事業

① 実施方法

支給対象者に対して、介護を行っていることの慰労として金品（年額10,000円まで）を贈呈した場合に、これに要する経費を助成する。

② 支給対象者

要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者であって過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けなかったものを現に介護している家族。

③ 事業実施に当たっての留意点

- a 要介護認定を受けていない高齢者については、市町村の判断で、正式な審査判定を経ないまでも、基本的には要介護認定と同じ方法を利用して、要介護4又は5に相当すると判断されるものを対象とする。
- b 家族が高齢者と同居していない場合であっても、隣地に居住していて事実上同居に近い形で介護に当たっている場合などは、実情に応じて市町村が支給するかどうか判断するものとする。
- c 過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けなかった高齢者を介護する家族を支給対象者とすることから、支給を行う1年前に要介護4又は5に相当することが認められていることが必要である。したがって、市町村は、支給を行う1年前から順次対象予定者のリストアップを行った上で、それぞれの者について1年間のサービスの利用状況を見て支給を行うか否かの判断を行うものとする。

(キ) 痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業

痴呆性高齢者を介護する家族への支援の充実を図る観点から、対象となる痴呆性高齢者の近隣に居住する者、ボランティア等が痴呆性高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手をする事業。

① 事業内容

a 「やすらぎ支援員」の養成事業

近隣者、ボランティア等を対象として痴呆の基礎知識、接遇の基礎、緊急時の連絡等に関するオリエンテーションを実施し、当該オリエンテーションを受けた者（以下「やすらぎ支援員」という。）を登録する。登録の際には、やすらぎ支援員の訪問可能な日時等の活動に関する情報を記載した台帳を整備するとともに、定期的に記載内容の更新を行うものとする。

b 対象者とやすらぎ支援員とのなじみの関係づくり

コーディネーター（対象者とやすらぎ支援員との関係づくりを調整する者をいう。以下同じ。）は、やすらぎ支援員の中から訪問日時等の条件が合致する者を選定し、対象となる痴呆性高齢者に受け容れられやすいよう、対象者とやすらぎ支援員との顔合わせの場を設けたり、やすらぎ支援員による対象者への言葉かけが容易になるように対象者の趣味や関心事等を伝えたりするなど、「なじみの関係づくり」の支援を行う。

c やすらぎ訪問事業の実施

家族が外出することが必要な時間帯又は介護疲れで休息が必要な時間帯に、やすらぎ支援員が対象者の居宅を訪問する。原則として、直接身体に触れる介護は行わないが、トイレ誘導程度は必要に応じて実施する。

② 事業実施に当たっての留意点

- a 市町村は、医療機関、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者等の関係機関との連携体制を確保すること。
- b 市町村は、やすらぎ支援員の訪問可能な日時等の活動に関する情報、対象者の家族状況・生活状況・健康管理状況等に関する情報及び訪問活動の結果を記録する台帳等を整備すること。
- c コーディネーターは、痴呆性高齢者の特性に関する知識を有し、かつ、対象者の状況を熟知している者とする。
- d やすらぎ支援員は、対象者が訪問介護等の専門性の高いサービスを必要とする状態にあると判断した時は、適切に専門職との連絡調整を図るものとする。

(4) 在宅介護支援事業

ア 事業の趣旨

在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者的心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上、要介護状態のおそれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、もって地域の高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

イ 事業主体

実施主体は市町村とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、市町村は、在宅介護支援センター運営事業を実施する者に事業の全部又は一部を委託することができる。

ウ 実施事業

(ア) 高齢者実態把握事業

地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行う。

(イ) 介護予防プラン作成事業

要介護状態になる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるように支援する。

(5) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

イ 実施主体

実施主体は市町村とする。ただし、市町村は地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託する

ことができるものとする。

ウ 実施方法

- ① 本事業を実施する市町村には、市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会等の団体に広く参加を呼びかけ、高齢者の生きがいと健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するものとする。
- ② 推進会議は、本事業についての総合的な企画、立案を行うとともに、事業間の連絡調整、事業の進行管理及び事業上の各段階における評価とそれに基づく事業の見直し、改善等を行うものとする。

エ 利用対象者

おおむね 60 歳以上の高齢者

オ 事業内容

- ① 高齢者の社会活動についての広報活動等
- ② 文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興
- ③ スポーツ・娯楽活動、健康増進活動の推進、同好会等の育成及び関係団体等との連絡・調整
- ④ 木工・陶芸・手芸・園芸等の生産・創造活動の振興、市町村高齢者教養講座及び中高年者健康生きがい講座等の開催
- ⑤ 高齢指導者（シニアリーダー）の活用事業
- ⑥ その他、本事業として適当と認められる事業

カ 事業実施に当たっての留意点

- ① 本事業は老人クラブ連合会をはじめとする各種団体の協力のもと、地域の元気な高齢者が中心となり、かつ主体的に活動のできる事業となるよう配慮すること。
- ② 学校の空き教室、農林漁業関係施設、さらには地域の優れた人材等、既存の「人、物」を有効に活用しながら事業を推進すること。
- ③ 本事業と推進機構が実施する事業とは相互に密接に関連するものであることから、推進機構との連絡調整を密にするとともに、事業を共同で実施するなど、相互の協力・支援体制を整備すること。

（6）成年後見制度利用支援事業

ア 事業の趣旨

介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用等の観点から、痴呆性高齢者又は知的障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

イ 事業内容

(ア) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者、知的障害者やその家族に対する説明会の開催
- ③ 高齢者、知的障害者やその家族に対する相談会の開催
- ④ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介
- ⑤ その他成年後見制度の利用促進に資する事業

(イ) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

① 利用対象者

次のいずれにも該当する者

- a 介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者、知的障害者
- b 市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第14条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
- c 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

② 助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

（7）緊急通報体制等整備事業

ア 実施方法

ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために次の事業を行う。

- (ア) 近隣住民、ボランティア等に対する啓発普及活動
- (イ) 近隣住民、ボランティア等であって安否の確認や、緊急時の対応等必要な措置を執ることができる者（協力員）の確保（登録等）
- (ウ) その他、緊急時の連絡体制整備に資する事業

なお、当分の間、必要と認められる場合には、緊急通報装置の給付又は貸与を併せて実施することができるものとする。この場合にあっては、利用者の負担能力に応じ、実費に相当する額を定めて徴収することができるものとする。

イ 利用対象者

おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者

ウ 緊急通報装置の性能

対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な機器等とする。

エ 事業実施にあたっての留意点

緊急時の救護等のため、消防署、老人福祉施設、医療機関、協力員等による連携システムを確立すること。

(8) 高齢者住宅等安心確保事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、地域の実情に応じて、高齢者の安否確認や生活相談等を実施するための計画づくりを行い、生活援助員の派遣や関係機関の連携及び各種資源を活用することにより、高齢者の安心を確保するための体制づくりを図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ウ 実施方法

地域の状況に応じて、地域の資源や他事業の活用を図るとともに、以下の

(ア)～(ウ)の事業を行う。

(ア) 高齢者住宅等安心確保計画の策定

- ① 高齢者の安否確認や生活相談等の支援を適切に行うための基本となる計画づくりを行う。
- ② 計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - a 当該市町村の区域における安否確認や生活相談等の訪問活動が必要な高齢者の人数、その居住実態その他の事情を勘案した事業の量の見込み
 - b 生活援助員のほか、民生委員、老人クラブ、市町村社会福祉協議会、特定非営利活動法人等の訪問活動に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
 - c 地域の関係機関との連携の確保に関する事項
 - d その他本事業の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

(イ) 高齢者住宅等安心確保連絡協議会の設置

生活援助員等の訪問活動に従事する者や市町村等からなる協議会を設置し、地域の関係機関の連携体制の整備を行う。

また、本要綱中（7）緊急通報体制等整備事業における協力員等との連携に十分配慮すること。

(ウ) 生活援助員の派遣

(ア) の計画に基づき、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）や高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）による高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等を対象に、安否確認や生活相談等を行う生活援助員を派遣することができる。

なお、生活援助員の派遣については、(ア)及び(イ)を踏まえた上で、必要性が認められる範囲で行うものとする。

① 生活援助員の行うサービスの内容

生活援助員の行うサービスは、次に掲げるものとし、必要に応じ提供するものとする。

- a 生活指導・相談
- b 安否の確認
- c 一時的な家事援助
- d 緊急時の対応

- e 関係機関等との連絡
- f その他日常生活上必要な援助

② 生活援助員の身分

生活援助員は、在宅介護支援センター、介護保険施設又は通所介護等事業所の職員であつて市町村が適当と認めた者とする。

③ 生活援助員の研修

生活援助員に対し、採用時及びその後適宜、業務に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施するものとする。

④ 関連事業との連携

市町村は、生活援助員の派遣に当たり、必要に応じ、訪問介護員の派遣、通所介護事業等を活用するなど高齢者に係る保健医療及び福祉の増進に関する諸事業との連携を図るものとする。

エ 事業実施に当たっての留意点

- (ア) 市町村は、生活援助員の派遣に要する費用について入居者負担額を定め、入居者の負担能力に応じて、これを徴収することができるものとする。
- (イ) 本事業の実施に当たっては、原則として、ウの(ア)及び(イ)の事業の実施を必須とする。

(9) 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）

ア 事業の趣旨

高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業を始めとする各種施策をより効果的に展開するために、地域の高齢者やその家族等に対して、「寝たきりゼロへの10か条」の広報など積極的な普及啓発活動等を行うことにより、寝たきり予防対策の一層の推進を図るものである。

イ 事業内容

市町村は、地域の実情に応じて次のうちから適宜必要な事業を実施するものとする。

- (ア) 市町村の実情を十分把握し、寝たきり予防対策に向けた推進方策の企画、立案及び事業の実施効果の分析
- (イ) 寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスターその他の広報媒体を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発

(ウ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会、シンポジウム等、各種行事を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発

(エ) その他寝たきり予防対策の推進に必要な普及・啓発事業

ウ 委員会の設置

(ア) 市町村は、保健所、福祉事務所、教育委員会、医師会、歯科医師会、地域住民組織、老人クラブ等の代表者、保健師、看護師その他本事業の推進に必要と認められる者を構成員とする「寝たきり予防推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(イ) 委員会は、市町村に対しイに掲げる事業の効果的な実施に向けての助言その他の支援を行うものとする。

(ウ) 委員会は、本事業の推進を図るため、年4回程度開催するものとする。

エ 事業実施に当たっての留意点

事業の実施に当たっては、地域の医療機関、社会福祉施設等関係団体等との連携を図るものとする。

(10) 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

ア 事業内容

この事業は、高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成を促進するため、市町村がそれぞれの地域の特性に応じて、公民の協力の下に地域住民の老後における健康や福祉をはじめとする高齢化に対応するための様々な機能の総合的、計画的な整備を図るための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定し、併せて基本計画の広報啓発活動を実施することにより、管内の地域住民に対して広く普及啓発を図ることとする。

イ まちづくりにおける基本的考え方

(ア) 地域住民が生涯を通じて住みやすい地域社会の形成を図るものであり、特に、高齢者が住み慣れた地域社会から孤立することなく、多世代の交流が図られるものであること。

(イ) 高齢者が「健康」、「生きがい」及び「安心」を享受するために必要な健康及び福祉に関する機能が、高齢者の日常生活圏のなかに総合的に備わっているものであること。

(ウ) 健康や福祉をはじめとする高齢化に対応した様々な機能が各々有機的に連携を図ることができるよう計画的に整備されているものであること。

(エ) 高齢者の多様な需要に対応するため、公的な施策の一層の推進と併せ、これとの適切な連携の下に民間事業者の積極的な事業参画が図られるものであること。

(オ) 計画策定内容を広く地域住民に普及させる観点から、計画地域における住民に対して広報啓発活動を積極的に実施するものであること。

ウ 基本計画の策定主体

基本計画の策定主体は、市町村とする。

エ 基本計画の策定内容

基本計画の策定は、計画地域内の特定地域における保健福祉関連施設の整備に関するものだけにとどまらず、計画地域全体にわたる保健、福祉サービスについてを行うことを基本とし、あわせて高齢化への対応に関連する各般の分野を含めできる限り総合的な視点に立って行うものとし、これを実現するための現実的かつ具体的施策について検討を行うこと。

なお、既に策定済の基本計画との整合性を図りつつ、その実施・具体化に向けての計画（面的施設整備計画）づくりを行う場合は、次の事項によらず当該計画の目的等に照らし必要な事項について行うものとする。

(ア) 計画の背景及び目的

(イ) 計画の地域及び期間

(ウ) 計画地域の人口の高齢化、地域開発の状況、高齢者の居住実態、地域住民の保健福祉活動の状況等高齢者の保健・福祉の需要に影響を与える事項の現状及び今後の見通し

(エ) 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の現況

(オ) 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の今後の整備目標

(カ) 整備目標達成のための計画地域における保健福祉関連施設の整備計画（事業主体、種類、規模、利用範囲・人員、既存関連施設との連携方策）

(キ) 整備目標達成のための計画地域における施設整備以外の保健福祉に係る事業の実施計画

(ク) 整備目標達成のための関連分野に係る事業の推進に関すること

(ケ) (カ)～(ク)における公民の役割分担及び連携の考え方

(コ) 民間事業者による特定民間施設の整備を行う場合にあっては、その具体的な内容

(サ) その他

オ 基本計画策定上の留意事項

基本計画の策定に当たっては、当該都道府県と密接な連携を図るとともに、地域における地域団体の代表、保健、医療、福祉、建築の関係者等をその構成員とする委員会の設置や地域住民の意向の把握等により、関係者の意見を広く聴取するとともに、各地域の特性を十分に生かせるよう配慮すること。

カ 広報啓発活動

本事業の目的及びまちづくりにおける基本的考え方に基づいて、本計画策定主体が、地域住民への本計画策定事業の趣旨の普及促進を一層図ることを目的とし、おおむね次の事項など計画地域の住民に対して計画策定段階から広報啓発をすること。

(ア) イベント開催等広報啓発に関すること。

(イ) パンフレット、ビデオ作成等啓発資料作成に関すること。

(11) 高齢者地域支援体制整備・評価事業

ア 事業の趣旨

介護予防・生活支援サービスにおける取組みを支援し、サービスの充実・強化を図ることにより、地域における高齢者支援の体制整備等を図ることを目的とする。

イ 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。この場合において市町村は、適切な事業運営が確保できると認められる市区町村社会福祉協議会等に事業を委託することができるものとする。

ウ 事業内容

(ア) ニーズ把握

地域における高齢者の介護予防・生活支援サービスに関するニーズを把握する。

(イ) 研修

把握された高齢者の新たなニーズに対応できる介護予防・生活支援サービ

スに関する研修を実施する。

(ウ) 評価・改善指導

介護予防・生活支援サービスを行う団体の活動に関する評価を行うとともに、活動上の問題点や課題等について、助言・提言による指導を行う。

(エ) ネットワーク形成

介護予防・生活支援サービスを行う団体が必要とする協力関係を構築できるよう、関係団体間の連絡会議の開催等によりネットワークの形成を図る。

(オ) 高齢者等に対する身近な相談支援体制の確立

高齢者等が気軽に来所できる場所に相談窓口を設置し、高齢者等の様々な相談に応じ、その問題の解決に努める。

(カ) その他、本事業として適当と認められる事業

エ 事業実施にあたっての留意点

(ア) 介護予防・生活支援サービスを行う団体の活動に関する評価については、地域住民、関係団体等が幅広く参加した会議を開催して行うこと。

(イ) 高齢者のニーズに関する情報やネットワーク等に関する情報を適宜都道府県や市町村へ提供すること。

(ウ) (オ) の事業については、特に以下の点に留意すること。

- ① 相談に当たる者は、高齢者等に身近な存在である民生委員、高齢者等の支援に熱意のあるボランティア等とし、相談の内容や地域の実情に応じて社会福祉の専門家等を加えること。
- ② 相談は、無料とすること。
- ③ あらゆる相談に対応すること。
- ④ 在宅介護支援センター等の公的相談機関と常に連携を密にし、問題解決が困難なケースについては当該機関へ連絡を行うなど適切に対応すること。
- ⑤ 相談に当たる者及び当たった者は、相談者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なく知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

2 都道府県・指定都市事業

(1) 高齢者自身の取組み支援事業

ア 事業内容

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、関係団体・機関の参加と協

力のもと、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織づくり事業、高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業並びに趣味や同好の仲間づくり（高齢者サークル）を通じての生きがいづくりを支援するための仲間づくり支援事業を実施することにより、高齢者の社会活動の振興を図ることを目的とする。

イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

なお、都道府県・指定都市に替わって財団法人等が実施する場合には、次の要件を満たす場合に、当該財団法人等に助成することができる。

（ア）高齢者の生きがいと健康づくりを推進するために設立された財団法人等であること。

（イ）当該事業の実施に当たっては、都道府県・指定都市が主体となって作成した実施計画に基づき行う事業であること。

ウ 実施事業

（ア）高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を促進するための組織づくり事業

① 実施方法

地域の実情に応じて、各種調査等を通して高齢者の意識を把握するとともに高齢者の意志を尊重しながら社会参加を推進するものとする。

② 対象者

おおむね 60 歳以上の高齢者

③ 事業内容

- a 都道府県健康福祉祭（高齢者のスポーツ・健康づくり・福祉等の総合イベント）の開催及び全国健康福祉祭の参加選手の選考及び派遣
- b aの他、高齢者が参加するイベントの開催
- c 高齢者の生きがいと健康づくり活動及び高齢者を対象として民間事業者が行う各種のサービス、事業に関する情報収集、提供及び調査・研究
- d 市町村及び関係団体・機関が行う同様の事業への協力・支援
- e その他、本事業として適當と認められる事業